

# 箱根町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

制定 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(疑義申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、工事に係る入札（開札において不調とした入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(疑義申立てに係る手続き)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、開札日の午後1時から、これを申し立てることができる。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する要件がある場合又は本町において必要が無いと認めた場合は、疑義申立ての期間を設けないことができる。

3 第1項に規定する申立ては、開札日から起算して2日目の午後5時までに積算疑義申立て書（第1号様式）を町長に提出することにより行わなければならない。

4 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の午後1時から前項に定める期限までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

5 第1項及び前2項に規定する期日及び期間について、発注者が別途指定した場合は、これによるものとする。

6 第4項に規定する閲覧は、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を町長に提出することにより行わなければならない。

7 第1項、第3項及び第4項に規定する期日及び期間は、箱根町の休日定める条例（平成元年箱根町条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

(疑義申立ての対象者)

第4条 疑義申立てのできる者は、入札参加者のうち、前条第4項に規定する設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立ての回答)

第5条 町は、疑義申立てがあったときは、積算内容を確認し、当該入札に係る落札候補（予定）者通知書の送付又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する確認結果を積算疑義申立てに関する回答書（第3号様式）により回答するものとする。

2 契約担当課長及び当該入札の工事主管課長は、申立て書の内容について、疑義申立てを行った者に対し聞き取りを行うことができる。

3 回答は積算疑義申立て書を提出した者に対して行い、その内容が伝わった時点で回答手続きは完了したものとする。ただし、郵送等により回答を行った場合は、送達等がされたと推定できる日をもって回答手続きは完了したものとする。

4 疑義申立てがあった入札については、落札者の決定を回答手続きが完了するまで保

留し、その旨を入札参加者に通知する。

(疑義申立て結果の取扱い)

第6条 疑義申立てがあった入札の有効又は無効の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがなかった場合の入札は有効とし、当該入札に係る落札決定を行う。
- (2) 積算内容に誤りがあった場合は、次のとおりとする。
  - ア 落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とする。
  - イ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望む場合は入札を有効とし、落札金額で契約を締結し、誤りを補正して再度設計を行った額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結する。なお、複数の落札候補者が契約を望む場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9に規定するくじ引きにより落札者を決定する。
  - ウ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望まない場合は、入札を無効とする。
- 2 積算内容に誤りがあり、入札が無効となった場合は、入札の取扱いについて、入札参加者全てに通知する。
- 3 積算疑義申立て書の内容が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。
  - (1) 単価が複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行い確認すべきもの
  - (2) 積算疑義が具体的でないもの
  - (3) 積算疑義が特定できないもの
  - (4) 設計図書等で確認できるもの
  - (5) 積算システムに起因するもの
  - (6) その他、当該入札に直接関係のないもの

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

箱根町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者連絡先

印

積算疑義申立て書

次の工事の入札に係る積算に疑義があると思われるので、工事内訳書を添えて積算疑義を申し立てます。

- 1 工事件名
- 2 開札日
- 3 3 申立て内容及び理由

- 注1 疑義申立ては積算疑義の対象となる入札に参加した者しかできません。
- 注2 疑義申立て時には会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等入札参加者であることを証するものを持参してください。
- 注3 提出工事内訳書は、町が指定した設計図書に入札金額と一致するように個々の内容を記入したものとします。
- 注4 疑義申立て内容は、具体的に記載してください。

箱根町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者連絡先

印

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の設計金額確認のため、入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 工事件名
- 2 開札日

注1 疑義申立ては積算疑義の対象となる入札に参加した者しかできません。

注2 疑義申立て時には、会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等入札参加者であることを証するものを持参してください。

注3 自社で積算したことのわかる「入札額内訳書」又は「見積明細書」を提出してください。

様

箱根町長

印

積算疑義申立てについての回答

積算疑義申立て書を確認した結果、次のとおり回答いたします。

- 1 工事件名
- 2 開札日

回答内容